

一般社団法人環境不動産普及促進機構
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「機構」という。）の役員の報酬に関し、一般社団法人環境不動産普及促進機構定款(以下「定款」という。)第23条に規定する報酬等の支給の基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 一 役員 定款第17条第1項に掲げる理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員 役員のうち、機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- 四 役員報酬 機構が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 役員報酬の基準は、別表のとおりとする。

(役員報酬の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、月額（別表の基準に従って算定した年額を12等分した額、以下「報酬月額」という。）をもって支給するものとし、毎月就業規則第45条第1項で定められた日に当月分を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は別表の額を手取額として、原則として毎月月末（休日に当たる場合は、その前営業日）に当月分を、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

(役員報酬の決定)

第5条 第6条及び別表に規定する役員報酬等の基準は、定款第10条第3号に規定するところにより、社員総会の決議により定める。これを変更しようとする場合も、同様とする。

(役員退職手当等)

第6条 機構は、役員退職手当を常勤役員が退職した時に支給する。

- 2 役員退職手当の額は、在職期間中における役員報酬月額が同一である期間毎に、当該報酬月額の100分の110に相当する金額に当該在職期間の年数（1年未満の端数がある場合はその期間を年に換算するものとする。）を乗じて得たそれぞれの合計額を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合は、役員退職手当をその遺族に支給する。
- 4 機構は、役員に対し、役員賞与を支給しない。また、非常勤役員に対し、役員退職手当を支給しない。

(公表)

第7条 この規程は、別に定める方法により公表する。

(規程の改正)

第8条 この規程は、第5条に掲げる場合を除き、理事会の決議によって改正することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成25年10月23日から施行する。

別表

1. 常勤役員報酬

一人当たり年額 1,500万円以内

2. 非常勤役員報酬

① 社員総会及び理事会への出席その他の役員としての職務の執行（監事監査を除く。）

一 理事長 1執務当たり30,000円

二 理事長以外の理事及び監事 1執務当たり20,000円

② 監事監査

監事 25,000円。ただし、監事監査の時間が1時間を超えた場合は、1時間ごとに10,000円を加算する。

（注）非常勤役員は上記に掲げる額を手取額とする。